

第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画
【笑顔あふれる子ども・子育てのむら・北塩原】
〈令和2～令和6年度〉

— 概要版 —



令和2年3月
北 塩 原 村

1 基本理念

子ども・子育て支援とは、平成 27 年 4 月に施行された「子ども・子育て関連 3 法（※）」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、質の高い教育・保育の提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進していくことを指します。

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、次世代を担う宝です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せでもあります。行政のみならず地域社会、住民すべてが協働し、すべての子どもたちが豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができる環境をつくりあげていくことが求められています。

村では、第 1 期北塩原村子ども・子育て支援事業計画を策定、「子どもたちの笑顔があふれるむら・北塩原」を基本理念に掲げ、子どもの健全な発達と子育て環境のいっそうの充実を図ってきました。

第 2 期北塩原村子ども・子育て支援事業計画においては、第 1 期計画の想い、施策を継承するとともに、総合振興計画における本村の資源（「本村の強み」や「村民の姿」など）さらにはニーズ調査から得られた村における子育ての強み（「地域の人のつながり」や「子育て環境の良さ」）を踏まえ、「人の温かさと自然の豊かさのもと、笑顔あふれる子ども・子育てのむら・北塩原」を基本理念としました。

◇第 1 期計画【平成 27 年度～令和元年度】： 子どもたちの笑顔があふれるむら・北塩原



◇第 2 期北塩原村子ども・子育て支援事業計画【令和 2 年度～令和 6 年度】

人の温かさと自然の豊かさのもと、

笑顔あふれる子ども・子育てのむら・北塩原



◇第五次総合振興計画【平成 29 年度～令和 8 年度】

【本村の強み】

- ・多様性
- ・機動性
- ・美しい自然・景観

【村民の姿】

夢に向かって常に光り輝き、周りの人の出来事(他人事)を自分の出来事(自分事)のように思いやりの心でつながることができる心温かい村民、ともに考え、未来につなぐ、未来にはばたく村民

2 計画の位置づけ

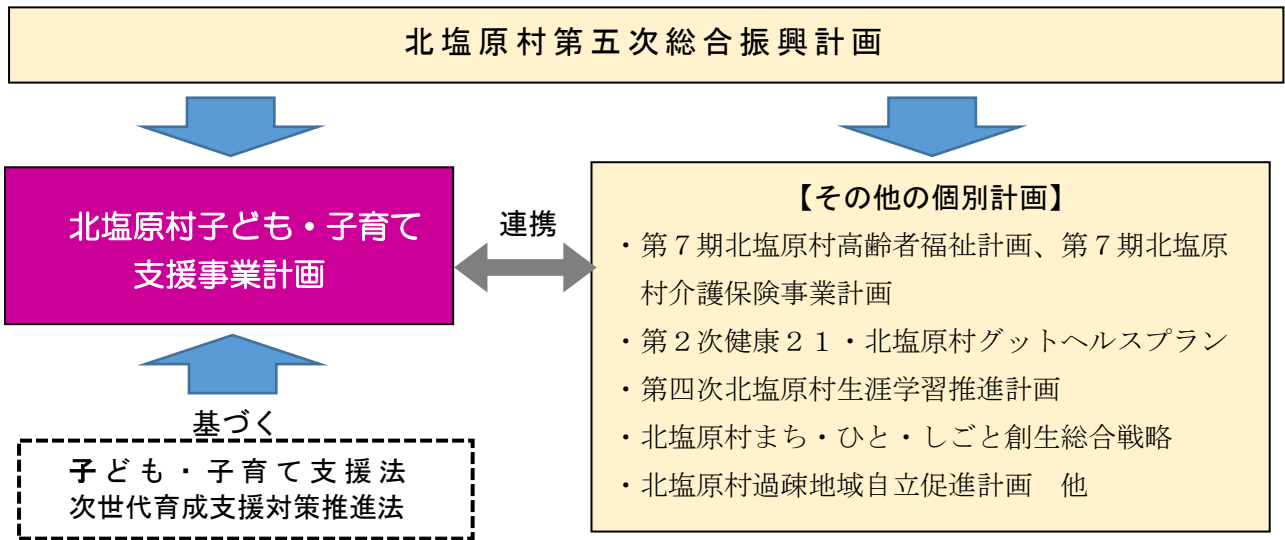
(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」並びに、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」と一体のものとして策定するものです。

(2) 北塩原村第5次総合振興計画及び他の計画との関連

本計画は、本村の最上位計画である「北塩原村第五次総合振興計画（平成29年3月策定）」のキャッチフレーズ“輝け未来 みんなの五色プロジェクト 北塩原村”の5つのビジョンのうちの1つ『結』【“結”のところで支え、栄え合うくらしづくり】の実現に向けた福祉分野に位置づけられます。

また、同様に個別部門の計画として策定されている「第7期北塩原村高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」や「第2次健康21・北塩原村グッドヘルスプラン」、「第四次北塩原村生涯学習推進計画」などの個別計画と連携を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第2期 子ども・子育て支援事業計画				
									見直し

また、毎年度、各事業の所管課が事業の進捗状況等を点検・評価します。この評価結果については、子ども・子育て支援担当課を中心に構成する全庁的な検討組織に報告するとともに必要な改善策について協議し、計画の見直しを行い、事業の進行を管理します。

(※) 子ども・子育て関連3法とは①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部を改正する法律③関係法律の整備等に関する法律のことを指します。

4 子ども・子育て支援に関する住民意向

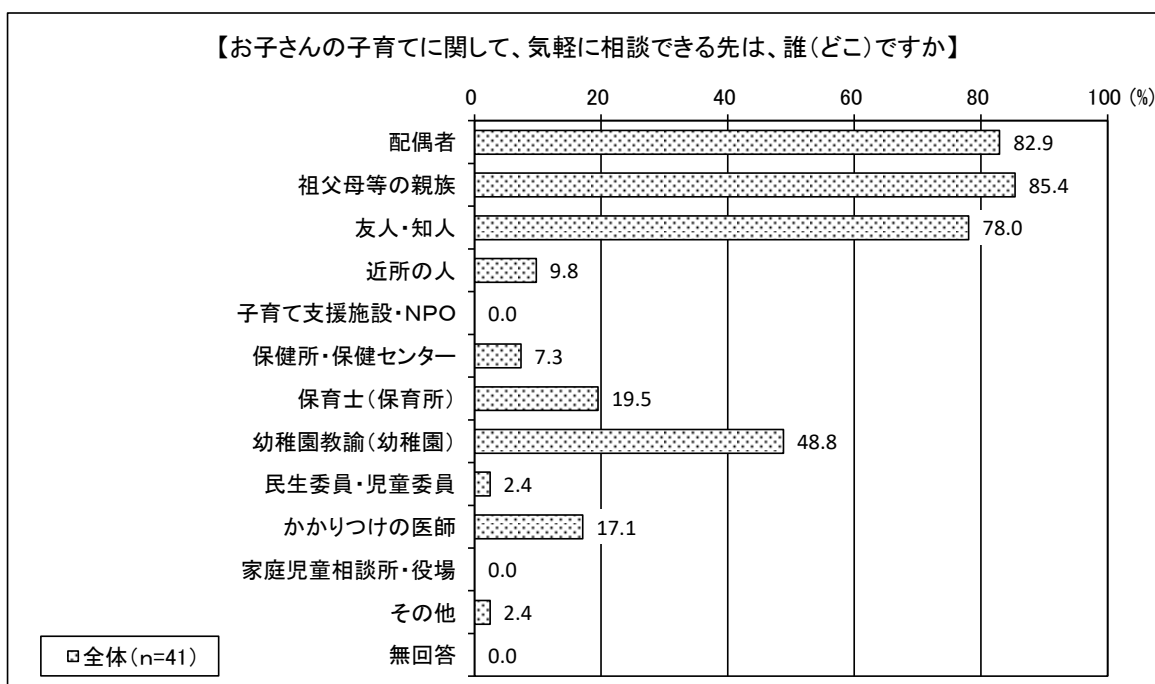
「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」により把握できた子ども・子育て支援に関する実態及び意向は、次のとおりです。

- ・調査実施方法：幼稚園・小学校の協力を得て配布・回収
保育園・幼稚園に入園していない児童の保護者は郵送により配布・回収
- ・調査実施期間：令和元年5月23日（木）～6月14日（金）
- ・回収結果

区 分	配布数	回収数	有効回収率
就学前児童	83人	45人	54.2%
小学生	126人	94人	74.6%

（１）子育てに関する相談（就学前児童）

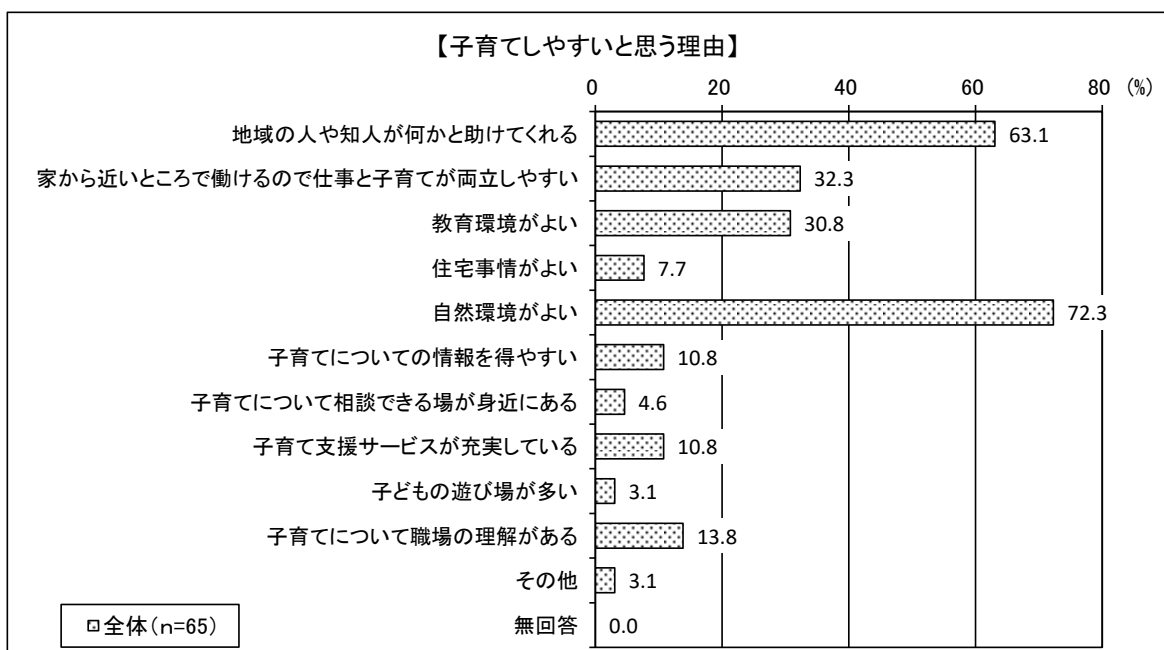
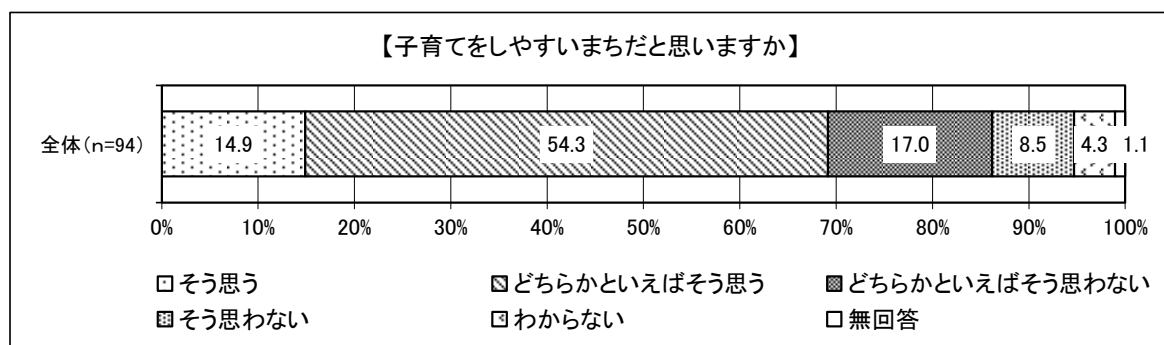
子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）かについては、「祖父母等の親族」が85.4%で最も比率が高く、次いで「配偶者」が82.9%、「友人・知人」が78.0%、「幼稚園教諭（幼稚園）」が48.8%となっています。



（２）子育て全般について（小学生）

子育てをしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」（14.9%）と「どちらかといえばそう思う」（54.3%）を合わせた『思う』が69.2%となっており、一方、「そう思わない」（8.5%）と「どちらかといえばそう思わない」（17.0%）を合わせた『思わない』は25.5%、「わからない」は4.3%となっています。

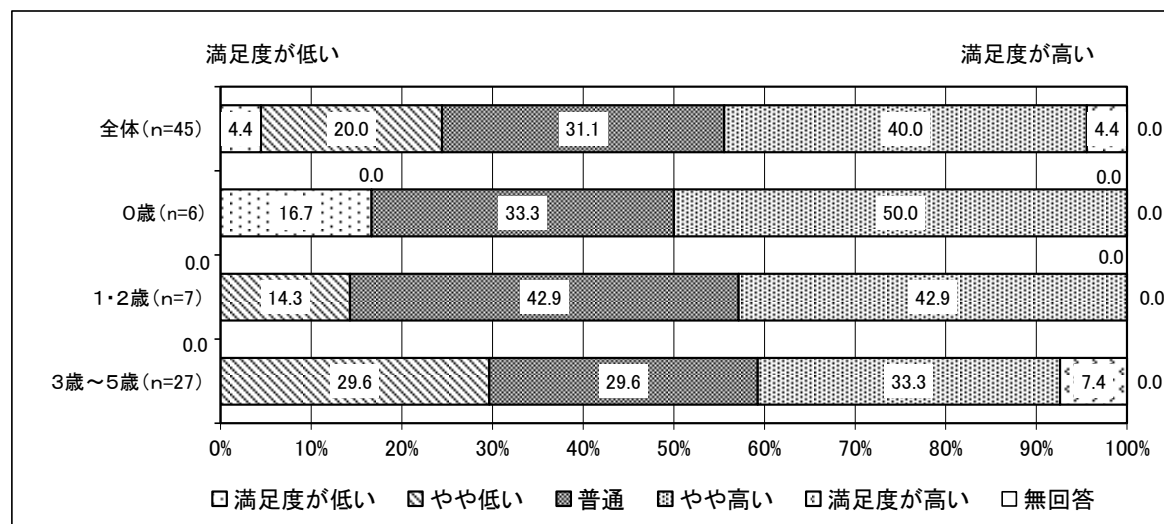
子育てしやすいと思う理由は、「自然環境がよい」が72.3%で最も比率が高く、次いで「地域の人や知人が何かと助けてくれる」が63.1%、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が32.3%、「教育環境がよい」が30.8%となっています。



(3) 子育て環境や支援に対する満足度（就学前児童）

本村の子育て環境や支援に対する満足度では、全体では「やや高い」が 40.0%で最も多く、「普通」が 31.1%、「やや低い」が 20.0%となっています。

年齢別の満足度では、それぞれの年齢で「やや高い」が最も多く、次いで「普通」が多くなっています。



5 基本目標

基本理念の実現に向けて、本村の現状と第1期計画の取組を踏まえ、以下の3つの基本目標を定め、基本施策を展開します。

◇第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画

人の温かさと自然の豊かさのもと、

笑顔あふれる子ども・子育てのむら・北塩原

○基本目標Ⅰ 安心な妊娠・出産と健やかな子どもの成長

全国的な人口減少社会の中、本村においても人口の減少が続いており、特に、出生数の減少、児童数の減少は顕著であり、本村の大きな課題となっています。

妊娠から出産、子育てまで、一人ひとりに寄り添い、すべての村民が安心して、健康に子どもを産み育てることができる取組を推進します。

○基本目標Ⅱ 幸せな暮らしを支える子育て支援サービスの充実

アンケート結果から、就労している母親が増加しているほか、共働き世帯も増加しています。また、核家族化も進行しており、日中、子どもの預かりを希望する世帯が増加するとともに、預かりを希望する時間が長時間化しています。

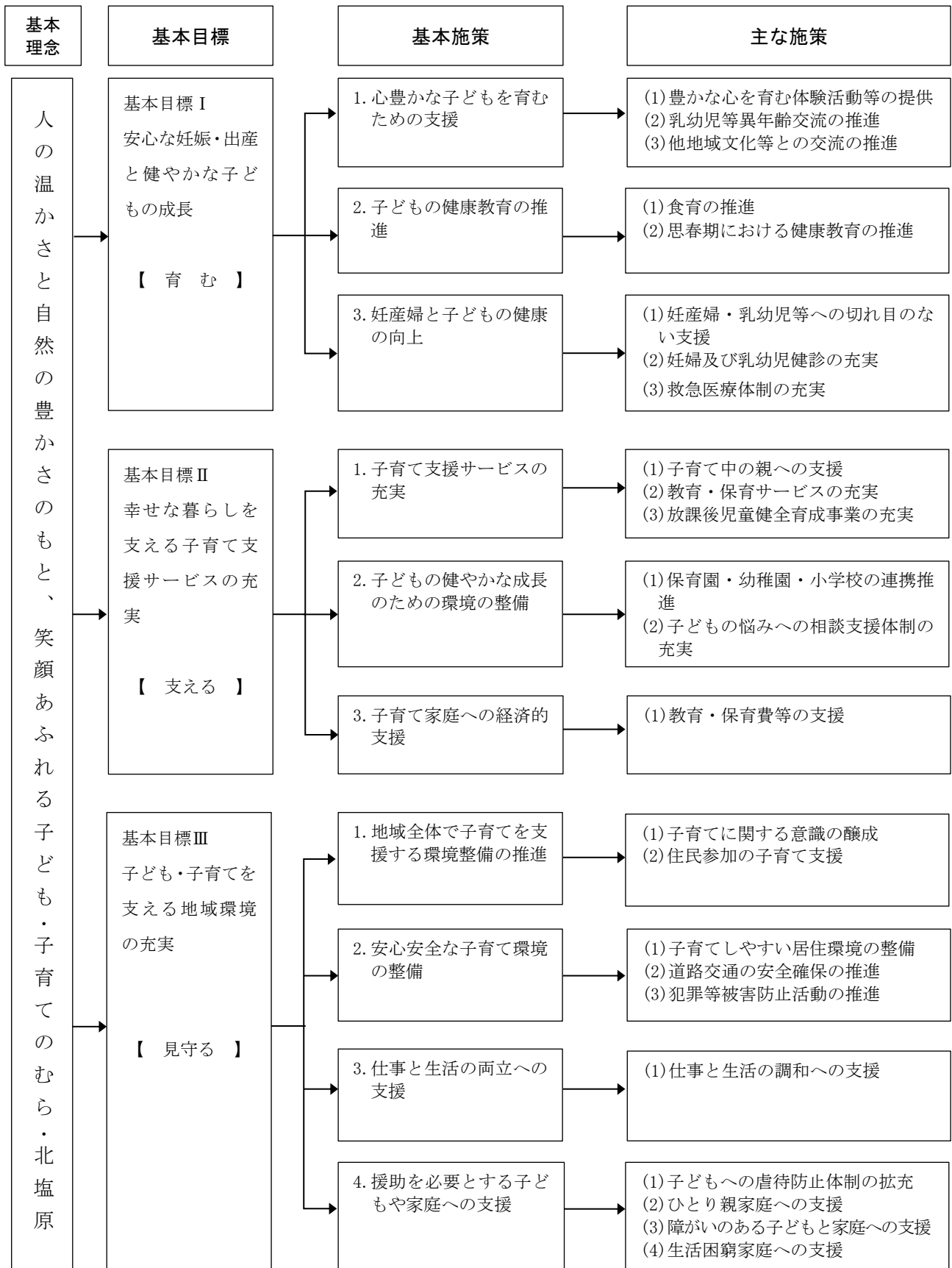
就労の有無に関わらず、すべての保護者が安心して子育てできるよう、教育・保育施設等の充実を図るとともに、学校や地域、行政など関係機関が連携して子どもと子育て家庭を支援する取組を推進します。

○基本目標Ⅲ 子ども・子育てを支える地域環境の充実

子どもは地域の将来を担う人材であり、地域の宝であり、すべての子どもが安心して暮らすことができる環境づくりが、年々、重要となっています。

本村の豊かな自然のもと、子ども・子育てを地域（個人・行政区・学校・企業・行政等）で支え、子どもの安全を地域で見守る取組を推進します。また、すべての子どもの健やかな育ちと発達が保証され、子どもの最善の利益が実現する地域社会づくりをめざします。

6 施策の体系



7 北塩原村の主な子ども・子育て支援事業

	事業名	概要	窓口	問い合わせ先
結婚	結婚祝金	結婚した夫婦に対し、結婚祝金として 10 万円を支給します。	住民課 生活班	0241-23-3113
妊娠	妊産婦健康診査	妊産婦健康診査にかかる費用 16 回分を助成します。	住民課 健康づくり班	0241-28-3733
	インフルエンザ予防接種	インフルエンザの予防接種について、1 回当たり 1,000 円で接種できます。	住民課 健康づくり班	0241-28-3733
出産	乳幼児全戸訪問	生まれた赤ちゃん全員に対して、保健師による訪問を実施しています。	住民課 健康づくり班	0241-28-3733
	出産祝金	子どもの誕生を祝して、出産祝金として 1 子目 10 万円、2 子目 20 万円、3 子目以降 30 万円を支給します。	住民課 医療福祉班	0241-23-3113
子育て	乳幼児健康診査	4 ヶ月、10 ヶ月、1 才 6 ヶ月、2 才、3 才時の乳幼児健康診査を無料で実施しています。	住民課 健康づくり班	0241-28-3733
	乳幼児・児童医療費助成	0～18 才までの健康保険適用分の医療費を全額助成しています。	住民課 医療福祉班	0241-23-3113
	児童手当	6 月、10 月、2 月に児童手当を支給します。	住民課 医療福祉班	0241-23-3113
	児童扶養手当	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	住民課 医療福祉班	0241-23-3113
	特別児童扶養手当	障がい等を有する 20 歳未満の児童を看護している方に対し、特別児童扶養手当を支給します。	住民課 医療福祉班	0241-23-3113
	ひとり親家庭医療費	ひとり親家庭等に対し、一月当たり 1,000 円を超えた医療費を助成しています。	住民課 医療福祉班	0241-23-3113
	子育て祝金	幼稚園入園時に 5 万円、小学校入学時に 10 万円、中学校入学時に 15 万円の支給をしています。	住民課 医療福祉班	0241-23-3113
	保育料の無償化	非課税世帯の 0～2 才児とすべての 3～5 才児の保育料を無料としています。	住民課 医療福祉班	0241-23-3113

施設	住所（所在地）	問い合わせ先
芙蓉保育園	北塩原村大字北山字地藏堂 3087 番地	0241-23-5233
さくら幼稚園（さくら児童クラブ）	北塩原村大字北山字北畑 4293 番地	0241-22-3022
裏磐梯幼稚園（裏磐梯児童クラブ）	北塩原村大字桧原字剣ヶ峯 1093 番地 732	0241-32-2608
子育て世代包括支援センター （保健センター内）	北塩原村大字大塩字堀田山 8518 番地 93	0241-28-3733
住民課医療福祉班	北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151 番地	0241-23-3113
教育委員会教育班	北塩原村大字大塩字下六郎屋敷 2134 番地	0241-23-5237